

裁 決 書

再審査請求人

千葉県[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
昭和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生

([REDACTED])

原処分をした保険者

政 府

原処分をした保険者の機関

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働大臣

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

(1) 障害認定日に近い現症日の資料1の診断書によれば、障害認定日頃の
本件障害の状態等に関して、次の記載のあることが認められる。

障害の原因となった傷病名：1. うつ病 2. 広汎性発達障害 ICD
-10コード(F32)

傷病の発生日：平成[REDACTED]年[REDACTED]月(診療録で確認)

初めて医師の診療を受けた日：平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日(診療録で確認)

傷病が治った(症状が固定した状態を含む。)かどうか。

症状のよくなる見込……有

発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、

期間等(請求人の陳述による。聴取年月日：H[REDACTED]年[REDACTED]月から現在)

幼い頃より人と目を合わせることができなかった。鏡で反射した

以下は、別事例

第2 審査資料

本件の審査資料は、██████████精神科神経科・██████████医師作成の平成██████年██████月██████日現症に係る平成██████年██████月██████日付け診断書の写しである。

第3 事実の認定及び判断

- 1 審査資料によれば、本件障害の状態等に関して次の記載のあることが認められる。

傷病名：①チック障害 ②うつ病 ③広汎性発達障害 ICD-10
コード (①F95 ②F33 ③F84)

傷病の発生年月日：平成██████年（本人の申立て）

初めて医師の診療を受けた日：平成██████年██████月██████日（本人の申立て）

傷病が治った（症状が固定した状態を含む。）かどうか。